

【税率の改定内容】

		現行税率	改定案	比較
医療保険分	所得割額	5.70%	6.30%	0.60%
	資産割額	23.00%	12.00%	△11.00%
	均等割額	25,000円	26,400円	1,400円
	平等割額	23,000円	21,000円	△ 2,000円
後期高齢者支援金分	所得割額	1.80%	1.90%	0.10%
	資産割額	7.00%	3.50%	△3.50%
	均等割額	7,200円	7,700円	500円
	平等割額	6,200円	6,200円	0
介護保険分	所得割額	1.50%	1.70%	0.20%
	資産割額	7.00%	3.50%	△3.50%
	均等割額	9,000円	9,200円	200円
	平等割額	6,000円	5,200円	△ 800円
合計	所得割額	9.00%	9.90%	0.90%
	資産割額	37.00%	19.00%	△18.00%
	均等割額	41,200円	43,300円	2,100円
	平等割額	35,200円	32,400円	△ 2,800円

特定世帯及び特定継続世帯の世帯別平等割額

医療保険分		現行税率	改定案	比較
特定世帯	平等割額	11,500円	10,500円	△ 1,000円
特定継続世帯	平等割額	17,250円	15,750円	△ 1,500円

後期高齢者支援金分		現行税率	改定案	比較
特定世帯	平等割額	3,100円	3,100円	0
特定継続世帯	平等割額	4,650円	4,650円	0

※参考

特定世帯	国民健康保険被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その世帯に国民健康保険の加入者が一人となった世帯 特定世帯となった月から5年間、平等割額を2分の1軽減
特定継続世帯	5年経過しても国民健康保険と後期高齢者医療制度に分かれている状況が解消されない世帯 平等割額を4分の1軽減、軽減措置は3年間